⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合　20単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合　17単位
⑽　入所定員が91人以上100人以下の場合　14単位
⑾　入所定員が101人以上110人以下の場合　13単位
⑿　入所定員が111人以上120人以下の場合　12単位
⒀　入所定員が121人以上130人以下の場合　11単位
⒁　入所定員が131人以上140人以下の場合　10単位
⒂　入所定員が141人以上170人以下の場合　９単位
⒃　入所定員が171人以上の場合　８単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が30人以下の場合　49単位
⑵　入所定員が31人以上40人以下の場合　39単位
⑶　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑷　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位
⑸　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位
⑹　入所定員が71人以上の場合　20単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が５人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　296単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位
⑵　入所定員が６人以上10人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　148単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位
⑶　入所定員が11人以上15人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　98単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位
⑷　入所定員が16人以上20人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　73単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位
⑸　入所定員が21人以上25人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　59単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位
⑹　入所定員が26人以上30人以下の場合　49単位
⑺　入所定員が31人以上40人以下の場合　39単位
⑻　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑼　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位
⑽　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位
⑾　入所定員が71人以上80人以下の場合　20単位
⑿　入所定員が81人以上90人以下の場合　17単位
⒀　入所定員が91人以上の場合　14単位

５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、１日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）　165単位
⑴　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
㈠　食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
㈡　頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者
⑵　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合　198単位
⑴　６歳未満である者
⑵　医療型障害児入所施設（法第42条第２号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後３年未満である者
⑶　入所後１年未満である者

ハ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。）　158単位
⑴　知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
⑵　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ニ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの　189単位

ホ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（へに該当する場合を除く。）　143単位
⑴　知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
⑵　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの